

ヴィムスポーツアベニュー会則

[名称及び目的]

第 1 条 本クラブはヴィムスポーツアベニューと称し、株式会社幸和企画（以下「当社」といいます。）の運営管理するスポーツ施設の利用を通じて会員の体力向上、健康維持に努め、会員相互の親睦を図り健全な社交の場として生活の質の向上を目指すことを目的とします。

[入会]

- 第 2 条 ①本クラブの目的に賛同される方で別に定める入会資格に該当し、本会則及びヴィムスポーツアベニュー施設利用約款（以下「施設利用約款」といいます。）に同意いただき、当社所定の入会手続を終了した方は、会員証を受領することにより本クラブの会員となります。
- ②本クラブに入会を希望する方は、当社所定の書類に必要事項を記入し、入会金、月会費（1ヵ月分）を添えて提出してください。入会にあたってはヴィムスポーツカード（JCBとの提携カード）に入会していただきます。但し、あらかじめJCBカード（354から始まるカード番号のもの）をお持ちの方はこの限りではありません。
- ③入会手続にあたり、当クラブの利用に堪え得る健康状態であることの申告又は健康診断書の提出が必要となります。
- ④暴力団等の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない方、反社会的勢力と関わりのある方を含みます。）、刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神病等の疾患をお持ちの方、過去に当社より除名等通知を受けた方、又はその他当社が不相当であると認める方は入会することができません。但し、刺青がある方（タトゥー※ペイントシールを含む）であっても、施設内において刺青の露出を一切行わないことに同意いただける場合、入会を認めます。

[未成年会員]

第 3 条 未成年者の入会手続はその親権者が行うものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と同様、本人の行為について責任を負い、本会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

[会員資格の種類]

第 4 条 本クラブの会員資格は、別に定める通りとします。但し、必要に応じ新規に会員の種類を設定し又は変更若しくは廃止することがあります。

[入会金・月会費]

- 第 5 条 ①入会金、月会費は、会員資格の種類別に、別に定める通りとします。会員は、入会金は入会手続時に、月会費は各月分を前月末日までに、それぞれ当社所定の支払方法に従い支払うものとします。
- ②お支払いいただいた入会金及び月会費は、別条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。

[休会・退会・変更・各種届出の手続]

第 6 条 ①休会（第10条に定める場合に限りです。）、退会、変更又は各種届出をしようとする方は、当社所定の休会、退会、変更、各種届出用紙に必要事項を記入し、休会、退会、変更、各種届出しようとする前月 15 日までに届出してください。

②会員は、住所・連絡先・メールアドレス・引落しカード番号又は料金引落とし銀行口座、その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によりその旨届出るものとします。

③会員は、当社所定の手数料を支払うことにより、他の種類の会員資格へ変更することができます。但し、会員資格の変更により入会金の払戻しは行いません。

[会員の特典]

第7条 ①会員は、会員資格の種類別に定められた料金を支払うことにより、施設利用約款その他施設利用に関する規則等の定める事項を遵守のうえ本クラブを利用することができます。但し本クラブの利用に当たっては会員証を提示しなければなりません。

②会員は、会員以外の方(以下「ゲスト」といいます。)を同伴し又は当社所定の手続により紹介することにより、ゲストに本クラブを利用させることができます。但し、ゲストの責に帰すべき事故又は事件により生じた損害については、会員が連帯して賠償の責を負うものとします。

[禁止行為]

第8条 会員は、次のいずれかに該当する行為をしてはいけません。

①第三者(他の会員を含む。以下、本条において同じ。)、本クラブ又は本クラブスタッフに対する誹謗、中傷行為

②第三者、本クラブスタッフ又は本クラブの施設、器具若しくは備品等に対する暴力・破壊行為、大声・奇声等による威嚇行為、脅迫行為、妨害行為、嫌がらせ行為その他の迷惑行為

③本クラブの施設、器具又は備品の持ち出し行為

④刃物等の危険物又は禁制品の本クラブ内への持ち込み行為

⑤本クラブ内での飲酒又は飲酒した状態で本クラブを利用する行為

⑥本クラブスタッフの指示に反する行為

⑦本クラブ内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動

⑧その他本クラブの施設内の秩序を乱す行為

⑨会員証を他人に貸与し、又は使用させる行為

⑩他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為

⑪法令や公序良俗に反する行為

⑫その他当社が会員としてふさわしくないと認める行為

[会員資格の喪失]

第9条 会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

①第6条第1項に従い退会手続をしたとき

②当社により除名されたとき

③死亡したとき

④法人会員である場合の法人の破産又は清算終了

⑤本クラブの施設の全てが閉鎖されたとき(一時的な閉鎖をのぞきます)

[会員の休会]

第10条 会員は、やむをえぬ理由により、3ヶ月以上継続して本クラブを利用しない場合は、当社所定手続で届出ることにより休会することができます。休会期間中の会費は半額とします。

[会員資格の譲渡]

第11条 会員資格は同じ会員資格の種類内において変更手続きを完了することにより、名義を変更することができます。但し、入会者は当社所定の当クラブ入会基準を満たす方に限ります。

[休業]

第12条 本クラブ側の事由により休業する場合は、1週間前までに本クラブ内又は本クラブウェブサイト上に掲示します。突発事由についてはこの限りではありません。

[除名]

第13条 会員が次の各号に1つでも該当するときは、当社は、当該会員を直ちに除名することができ、除名された会員は直ちに会員資格を失うものとします。

- ①本会則、施設利用約款、その他施設利用に関する規則等に違背したとき
- ②本クラブの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- ③本クラブ利用に関する諸料金の支払を怠ったとき

[会則の発効及び改訂]

第14条 本会則は 2025年 1月 20日をもって改訂します。

第15条 本会則は必要の都度、本クラブ内又は本クラブウェブサイト上に公示することにより改訂することができます。

[事務局]

第16条 本クラブの事務局は東京都杉並区宮前 2-10-4 株式会社幸和企画内とします。